事業者のみなさま必見！

手形に代わる新たな決済手段

ファースト でんさいネット 電子債権

こんなお悩みはありませんか!?

支払企業では…

- 手形の発行は事務手続が面倒。搬送代の負担も大きい…。
- 手形の印紙税負担を軽減したい…。
- 支払手段を一本化して効率化できれば…。

受取企業では…

手形の場合

- 紛失や盗難が心配…。保管も面倒…。
- 必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利なのに…。
- 取立手続が面倒…。

振込の場合

- 入金日までの資金繰りをどうしよう…。

富山第一銀行

電子債権で すっきり解決！

支払企業では…

ペーパーレスだから手続がラクラク！
搬送代もかかりません！

電子債権を使えば、手形の発行、振込の準備等、
支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。
手形の搬送コストも削減できます。

印紙税は課税されません！

手形と異なり、印紙税は課税されません。

支払手段の一本化で効率的！

手形、振込、一括決済等、
複数の支払手段を一本化することも
可能となり、効率化が図れます。

受取企業では…

ペーパーレスだから安心・安全！
保管も不要です！

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。
厳重に保管、管理する必要がなくなりますので、
無駄な管理コストを削減することができます。

分割できます！

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。
手形にはない、電子債権特有の大きなメリットです。

期日になると自動入金！

支払期日になるとお取引金融機関の口座に自動的に入金されますので、
面倒な取立手続は不要です。
手形と異なり、支払期日当日から資金をご利用いただくことができます。

債権を有効活用！

電子債権は流通性の高い債権です。
電子債権であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、
譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。

でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ

1 電子債権の発生
お取引金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。

2 電子債権の譲渡
お取引金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

3 電子債権の支払
支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、受取企業の口座へ振込みが行われます。でんさいネットにおいて支払いが完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形と異なり、受取企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。

Q&A よくある質問

Q でんさいネットは誰でも使えますか？
A：でんさいネットは一定の要件を満たす法人または個人事業者である方が利用することができます。

Q どこで利用ができるのですか？
A：現時点では、全国銀行協会に加盟する正会員銀行のほか、振込のネットワーク（全銀システム）に加盟している信用金庫、信用組合等もでんさいネットに参加する予定です。
※富山第一銀行もでんさいネットの業務開始に合わせて参加する予定です。

Q 利用料はかかるのですか？
A：ご利用内容に応じて、金融機関ごとに設定される予定です。

Q 手形は無くなってしまうのですか？
A：支払手段の選択は、最終的には事業者のみなさまの判断に委ねられます。でんさいネットでは、ペーパーレス化社会の実現に向け、電子債権がこれまでの手形等による支払手段よりも使い勝手の良いものとなるよう、今後とも工夫を重ねてまいります。

Q 電子債権は、手形の代替機能しかないのですか？
A：電子債権は、手形債権や指名債権（売掛債権等）とは異なる新たな金銭債権として創設されました。手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たすことが期待されています。

Q でんさいネットの電子債権は、安心して受け取ることができますか？
A：でんさいネットでは、手形の取引停止処分制度と同様の制度を設ける予定です。一定の信頼性が確保されます。

富山第一銀行

ファーストでんさいネットのサービス概要

サービス内容

サービス種類	サービス内容
発生記録請求	でんさいを債務者請求方式、または債権者請求方式により、発生することができます。
分割記録請求	受け取ったでんさいを分割し、譲渡したり、割引したりすることができます。
譲渡記録請求	受け取ったでんさいを譲渡することができます。原則として、保証記録が随伴します。
保証記録請求	譲渡に随伴しない保証記録の請求をすることができます。
変更記録請求	権利内容、または利用者属性情報等の変更記録請求ができます。

ご利用口座

※現在ご利用中の口座をそのままお使いいただけます。

口座種類	サービス内容
普通預金	でんさいのお受取りのみの場合にご利用いただけます。
当座預金	でんさいのお受取り、または発生いずれの場合にもご利用いただけます。

※ご利用に関しては、当行所定の要件を満たす必要がございます。
当行所定の審査により、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

ご利用時間

平日（金融機関営業日）8：00 ～ 21：00、土日／祝日 8：00 ～ 18：00	
8：00 ～ 15：00	当日・予約とも可能
15：00 ～ 21：00	予約のみ可能

ご利用料金

手数料種別		ご利用形態（※1）	備　考
①月額基本手数料		無　料	
②記録請求手数料		対象お取引1件ごと	
	発生記録　（当行宛）	315円	（債務者請求方式、債権者請求方式）
	（他行宛）	630円	（債務者請求方式、債権者請求方式）
	譲渡記録　（当行宛）	315円	（※2）
	（他行宛）	630円	（※2）
	分割譲渡記録　（当行宛）	315円	（※2）
	（他行宛）	630円	（※2）
	保証記録（譲渡に随伴しない場合）	315円	
	変更記録（債権内容にかかる場合）	315円	利用者属性等の変更は対象外
	支払等記録	315円	口座間送金決済以外の場合のみ
	特例開示	2,100円	書留郵送料を含む
③割引手数料		315円	対象債権1件ごと
④口座入金手数料		口座間送金の入金1件ごと	
	本支店、他行とも共通	無　料	

（※1）いずれも消費税込金額です。
（※2）割引をご利用いただく場合には、割引手数料をご負担いただき、譲渡記録請求手数料・分割譲渡記録手数料のご負担はありません。

富山第一銀行

お取引の皆様へ

富山第一銀行

ご 提 案

「でんさいネット」による支払い方法へ
変更を依頼する場合の案内文サンプル

＜ご提案内容＞
① 支払い方法変更のお願い
② 支払い方法変更に関する回答書
③ ＜でんさい＞による決済手段のご案内
④ ＜でんさい＞の取引の仕組み(イメージ)

※上記サンプルを用意しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

でんさいネットによる支払い方法へ変更を依頼する場合の案内文サンプル

平成●●年●●月●●日

取引先各位

●●商事株式会社

支払い方法変更のお願い

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では経理事務の合理化を一層進めるため、平成●●年●●月●●日(●)より、貴社へのお支払いに関しまして、従来の「支払手形」から「でんさい（電子記録債権）」によるお支払い方法に改めさせていただくことを考えております。

今般、ご案内申し上げます「でんさい」によるお支払い方法に関しましては、全国銀行協会主導で始まる新しい決済手段であり、貴社がお受け取られた際に、メリットとなる点も多数ございます。

つきましては、「でんさい」による決済手段のご導入をご検討いただきたく、同封しました「＜でんさい＞による決済手段のご案内（別紙 2)」ならびに「でんさいネットホームページ」等により、「でんさい」に関する内容のご確認をお願い申し上げます。

別紙 1 に「支払い方法回答書」を用意しましたので、ご記入いただきましたら、甚だ勝手ではございますが、平成●●年●●月●●日(●)まで FAX または郵送にて弊社宛にご回答賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

＜回答書の記入方法について＞

A.「でんさいネット」を利用される場合

（1）貴社のお取引金融機関を通じて「でんさいネット」ご利用の手続きを行っていただきます。

（2）手続きが完了すると「でんさいネット」から利用者番号が付与されますので、該当 9 けたの番号や決済口座情報を回答書にご記入ください。

B.「でんさいネット」を利用されない場合

・回答書に理由をご記入ください。

※本件に関するお問い合わせ先：●●部　担当●●　TEL●●●－●●●－●●●●

FAX●●●－●●●－●●●●

別紙 1

平成●●年●●月●●日

●●商事株式会社　宛

支払い方法に関する回答書（案）

住所

貴社名　　印

代表者名

当社は●●商事株式会社からの支払い方法として、次の方法を申し込みます。
（A,B のいずれかを〇で囲んで内容をご記入ください）

A.「でんさい」による支払いを利用する

利用者番号：□□□□□□□□□□

取引銀行番号：(0534)、取引銀行名：(富山第一銀行)

取引支店番号：□□□、取引支店名：□□□□

預金科目：□□預金、口座番号：□□□□□□□

B.「でんさい」による支払いを利用しない

理由：（　　）

＜でんさい＞による決済手段のご案内

手形削減による事務効率化、印紙代の削減が期待できます！

＜でんさい＞による決済手段とは

- でんさいネットサービスは全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」が運営する新しい決済サービスです。
- 従来の手形・売掛金に代わる新しい決済手段として、全国約 1,300 の金融機関がサービスを提供予定です。
- 電子債権記録機関である「でんさいネット」が作成する記録原簿に債権内容を電子的に記録することにより、＜でんさい（電子記録債権）＞の発生・譲渡等を行うことができます。

ご利用のメリット

支払企業サイド

１．手形発行にかかっていた各種コストが削減できます。

- 印紙が不要なため印紙代の削減が可能です。
- 手形発行に係る手形用紙代金・郵送費用・保険料等が削減できます。

２．手形から＜でんさい＞への変更にともない、事務の合理化が期待できます。

- 手形発行時に発生していた記名・捺印や金額記入等の事務作業が不要となります。

３．手形の紛失・盗難にともなうリスクやトラブルが回避できます。

- ＜でんさい＞は手形と異なり＜実際のもの＞がないため、盗難や紛失の心配がありません。

受取企業サイド

１．手形の保管スペースや盗難への備えが不要になり、管理コストが削減できます。

- 債権を電子データで管理するため、手形等現にある物を管理するリスクやコスト等が削減できます。

２．支払期日当日から資金をご利用いただけます。

- 口座間送金決済により支払期日当日に決済資金が指定口座に入金される仕組みのため、入金後はその当日から資金を利用することができます。

３．金融機関での割引や譲渡も可能です。

- でんさいは手形と同様に第三者への譲渡が可能であり、取引金融機関にて割引を行うことも可能です。また、手形では実現しなかった、債権金額の一部譲渡や一部割引を行うことも可能です。

４．取立にかかる事務手続が不要です。

- 決済資金が支払期日に自動的に口座に入金されるため、金融機関への取立手続きが必要ありません。

※＜でんさい＞による決済手段のお申込みおよび割引サービスのご利用には、金融機関の審査が必要となります。

＜でんさい＞の取引の仕組み（イメージ）

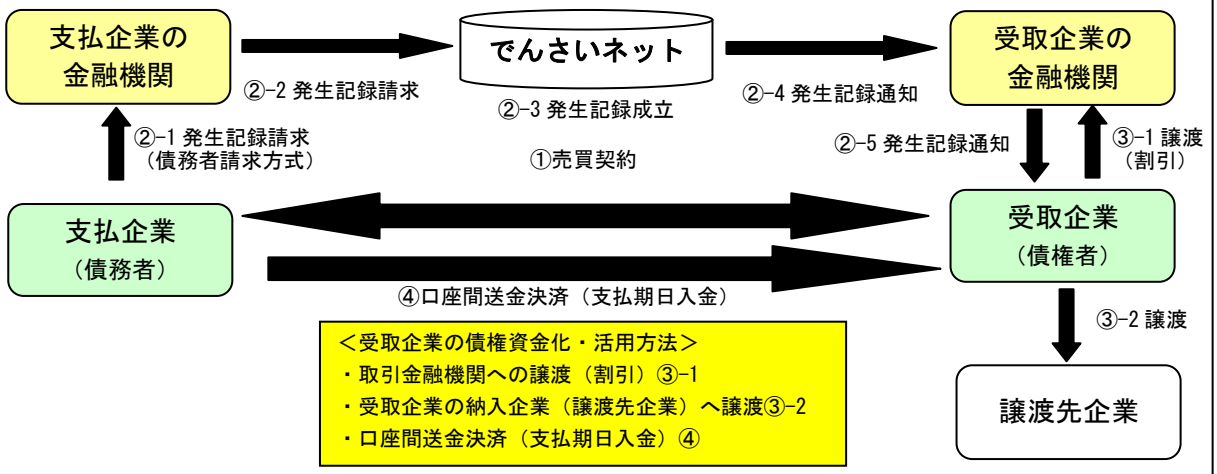

(1) でんさいの発生

お取引金融機関を通じてでんさいネットに発生記録請求（②）を行うことで、＜でんさい＞が発生します（手形の振出行為に相当）。

(2) でんさいの譲渡

お取引金融機関を通じてでんさいネットに譲渡記録請求を行うことで、＜でんさい＞を譲渡（③）できます。また、必要に応じて債権を分割して譲渡することができます。

(3) でんさいの支払い

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、受取企業の口座へ払込みが行われます（④）。手形と異なり、受取企業では面倒な手形の取引手続きが不要となります。また、受取企業は支払期日当日から資金を利用することが可能になります。

ご利用にあたって

● **ご利用にあたり、金融機関にて「でんさい」に関する利用申込が必要となります。**
※ご利用方法は、インターネットバンキング・ファームバンキング・ＦＡＸ等の書面による方法がございます。実際のお取引で「でんさい」をお受け取りになる場合、インターネットバンキング等を通して、発生記録請求により発生した「でんさい」の債権内容をご確認いただくことになります。ご利用方法は金融機関毎に異なりますので、詳しくは、お取引金融機関にご相談ください。

● **決済口座は普通預金口座または当座預金口座が利用できます。**
※金融機関によっては、当座預金に限定される場合もあります。

ご留意事項

● **でんさいネットサービスには、手形交換所と同様の取引停止処分がございます。**
・支払期日に口座間送金決済が行われないことが 6 ヶ月以内に 2 回発生した場合、以下の処分が 2 年間行われます。
○ 債務者としてのでんさいの利用禁止
○ 参加金融機関の貸出取引の禁止（債権保全のための貸出は除く）

● **法務・会計・税務等のお取り扱いにつきましては、必ず弁護士・公認会計士・税理士などの専門家にご相談ください。**

● **実際のご利用にあたっては、関係約定書等の規定が適用されます。詳しくは、お取引金融機関にご相談ください。**